

東神楽町配食サービス

配食サービスとは…

町が委託した配食事業者がご自宅へ伺い、栄養バランスの取れたお弁当を届けてくれるサービスです。同時に安否確認も行っています。

対象者

食事の調理が困難で、未成年者を除く世帯員全員(世帯分離している同居者を含む)が以下の①～④のいずれかに該当する方となります。

- ① 満80歳以上の方
- ② 介護保険法に基づく要介護状態が要支援以上の方
- ③ 身体障害者福祉法に基づく3級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑤ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑥ 東神楽町介護予防・日常生活支援総合事業で定める介護予防・生活支援サービス事業対象者の方(通所サービス「あえるday」利用者など)

サービスの内容

委託事業者	生活協同組合コープさっぽろ	
配食回数	週1～6回(夕食のみ・日曜定休)	
弁当について	種類	普通食・低カロリー食から選択
	内容	主菜、副菜(みそ汁なし)、ごはん※選択
	配達時の状態	冷蔵状態(レンジで加熱してください。)
	配達時間帯	14～16時頃

※キャンセル(中止)は、原則3日前までに連絡が必要です。

※おかゆ・刻み食等の対応はできません。

※年末年始は定休となります。

利用料

1食につき ごはん付き 400円 おかずのみ 340円
(口座引き落としによる後払い)

申請方法

「東神楽町介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書」を
東神楽町健康ふくし課包括支援係 へ提出
※申請用紙は役場にあります。

裏面 申請からサービス利用開始までの流れ



申請からサービス利用までの流れ

申請

①申請者→町

申請書を健康ふくし課包括支援係へ提出ください。
(申請用紙は役場にあります。その場で一緒に記入することもできます。)

②町→申請者

町で申請を審査し、利用決定通知書を送付します。
(審査には1～2週間程度お時間をいただく場合があります。)

③町→事業者

町から事業者へ連絡します。

④事業者→申請者

事業者から申請者へ電話がいきます。
お弁当の種類や利用方法、料金の引き落としについての説明等をご自宅に訪問して行いますので、訪問日程の調整を行います。

⑤事業者→申請者

事業者が訪問に伺います。
以下のものをご用意ください。

- 金融機関の通帳(料金引き落としのため)
- 上記金融機関の通帳の登録印

⑥サービス利用開始



利用までの流れ

緊急連絡先の情報提供について

緊急連絡先として情報提供いただいたご親族や協力者、また介護保険サービスにおける担当ケアマネージャーの方の連絡先が変更した場合は、健康ふくし課へご連絡をお願いいたします。

問い合わせ先

●配食の変更・キャンセルなどについて

→コープさっぽろコールセンター 電話 0120-279-949
受付時間 10時～18時 日曜休

●配食サービスの制度に関すること

→健康ふくし課 包括支援係 電話 83-5600